

第 37 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 12 月 22 日（金）午後 1 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人	9 番 大津 康男
10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治
13 番 木村富士男	14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔
16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に退席通告した委員

5 番 武藤 常雄

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 80 号 会務報告について

報告第 81 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 194 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 195 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 196 号 現況確認証明申請について

議案第 197 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 198 号 農用地利用集積計画について

議案第 199 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しいところ第37回総会にご出席をいただきまして大変ご苦勞様でございます。本総会は、任期3か年の最後の総会となります訳ですが、これまで農地法などの法令業務に加え農地利用最適化活動など、農業委員としてご尽力下さいましたこと誠に感謝申し上げます。1月14日をもって退任される農業委員の皆様大変お疲れさまでした。農

業委員を離れましても本市の農業振興に引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。また、改選後も引き続き農業委員として活動していただける皆様には、日頃の活動に加え地域計画集落ビジョンの作成支援など、幅広い活動となりますが集落の話し合いを基本に活動していただけるようお願いいたします。

本日の総会には、報告2件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第37回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、17番 佐藤光伸委員、18番 齋藤澄子委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第80号 会務報告について」、「報告第81号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第80号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第81号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔16件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第80号及び報告第81号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第80号及び報告第81号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第80号及び報告第81号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第194号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転8件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、13番 木村富士男委員、No.2については、16番 岩崎茂治委員、所有権移転のNo.1、No.2については、7番 菊地貴委員、No.3、No.4、No.5については、16番 岩崎茂治委員、No.6については、3番 渡部清孝委員、No.7については、14番 小林博行委員、No.8については、2番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第3条権利設定 案件No.1について、ご報告いたします。去る12月12日午前9時より現地確認並びに設定人の〇〇〇さん及び代理人の〇〇〇行政書士に聞き取り調査を行いました。

本申請については、後の農地法第5条申請にも関係しますが、子供夫婦が住宅を建築するにあたり、生活雑排水の排水管の埋設に伴い区分地上権を設定するものであり、一時転用後に埋戻しを行い、引き続き農地として利用しますので、本申請に伴う権利の取得については問題はないと判断いたしました。以上です。

○岩崎茂治委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。農地法第3条権利設定 案件No.2について、ご報告い

たします。去る12月6日午後1時より現地確認並びに設定人の〇〇〇さんに聞き取り調査を行いました。なお、被設定人の〇〇〇の〇〇〇さんは〇〇〇さんの息子さんであります但当日は欠席しております。

本申請については、〇〇〇さんが高齢により規模縮小するため、息子さんが経営する会社へ貸し付けるもので、息子さんは認定農業者にもなっており、農業経営については問題なく経営ができると判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条所有権移転 案件No.1及びNo.2について、ご報告いたします。去る12月12日午前10時より現地確認並びに譲受人の〇〇〇さんに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは会津若松市在住で出席できませんでしたので、後日電話で確認したところ申請内容に相違ないとのことでした。

本申請については、譲受人の宅地に隣接する農地であり、自家消費野菜などを作付けし管理するとのことであり、問題ないと判断いたしました。

次にNo.2の案件について報告いたします。去る12月8日午前10時より現地確認並びに譲受人〇〇〇さん、譲渡人〇〇〇さん立ち合いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲受人の〇〇〇さんは認定農業者にもなっており、適正な農業経営と管理が行えるものと判断いたしました。以上です。

○岩崎茂治委員

〔所有権移転のNo.3、No.4、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。農地法第3条所有権移転 案件No.3、No.4、No.5について一括して、ご報告いたします。去る12月6日午後3時ごろより現地確認並びに譲渡人の〇〇〇さんに聞き取り調査を行いました。なお、譲受人で息子さんの〇〇〇さん、〇〇〇さんの奥さんの〇〇〇さんは仕事

のため欠席でありました。

本申請については、先ほどの農地法第3条権利設定でも報告したとおり、〇〇〇さんが高齢のため耕作が難しくなってきたため、息子さん及び息子さんのお嫁さんにそれぞれ所有権を移転するものであり、今後も農家世帯として経営してまいりますので問題ないと判断いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第3条所有権移転 案件No.6について、ご報告いたします。去る12月7日午前9ごろより現地確認並びに譲受人の〇〇〇氏に聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇氏には電話で申請内容に相違ないことを確認いたしました。

本申請につきましては、〇〇〇氏が耕作管理出来ないとのことで、譲受人〇〇〇氏に譲り渡すもので、〇〇〇氏は経営に必要な農機具等も揃えておりますので問題なく耕作管理が出来るものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.7について、ご報告いたします。去る12月10日午前9時30分ごろより現地確認並びに譲受人の〇〇〇氏に聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇氏には〇〇〇県在住でありましたので、電話で申請内容に相違ないことを確認いたしました。。

本申請につきましては、〇〇〇氏が所有する農地のほ場に隣接して位置しており、取得後も効率的な耕作管理が出来るものと判断いたしました。以上です。

○高野進委員

〔所有権移転のNo.8について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番高野です。農地法第3条所有権移転 案件No.8について、ご報告い

たします。譲渡人の〇〇〇さんは〇〇〇市在住で当日は欠席でありましたので、後日電話で申請内容に相違ないことを確認いたしました。

去る12月8日午後3時30分ごろより現地確認並びに譲受人の〇〇〇氏に聞き取り調査を行いました。申請地は、〇〇〇氏の住宅に近い畑でありまして、自家用野菜を作付けするということで、周囲農地への影響もなく問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第194号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第194号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第194号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第195号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo. 1、No. 2については、13番 木村富士男委員、所有権移転のNo. 1、No. 2については、10番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔権利設定のNo. 1、No. 2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。農地法第5条権利設定 案件No. 1 及びNo. 2 について、関連がありますので、併せて説明申し上げます。今月12日の午前10時から現地調査を行ないました。立ち会い人は、設定人の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、農業委員小林千代松委員と私、事務局から誼高次長により現地を調査しました。申請地は、〇〇〇さんのお子さんご夫婦とともに居住する住宅への転用と住宅の雑排水を流す管設置の一時転用であります。周囲は県道と自己所有農地に囲まれており、周囲への影響は無いものと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第5条所有権移転 案件No. 1 及びNo. 2 について、説明申し上げます。No. 1 につきましては、今月の12日午前9時15分ごろから現地調査をいたしました。立ち会い人は、譲受人の〇〇〇氏と〇〇〇行政書士、農業委員木村委員と私、事務局から誼高次長により現地を調査しました。申請地は、喜多方高校近くの農地であり周囲は住宅街となっており転用により影響を与えるような場所ではなく、問題ないと判断いたしました。

次にNo. 2 の案件であります、こちら同日午前9時30分ごろから現地調査を実施いたしました。立ち会い人は、譲受人の〇〇〇左官の〇〇〇氏と〇〇〇行政書士、農業委員木村委員と私、事務局から誼高次長により現地を調査しました。申請地周辺は、既に住宅街となっており本申請によって周辺に影響を与える場所でないことを確認しましたので、問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第195号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第195号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第195号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第196号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、10番 小林千代松委員、No.2については、2番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 小林千代松委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。現況確認証明 案件No.1について、説明申し上げます。

No.1 につきましては、今月12日午前11時から現地調査を実施いたしました。立ち会い人は、申請人の〇〇〇氏、農業委員木村委員、蓮沼推進委員と私、事務局から誼高次長により現地を調査しました。申請地は、〇〇〇地区の山間部に位置し周辺は農地等もなく原野化が進んでおり農地としての利用は出来ないことから、現況確認証明は問題ないと判断してきました。以上です。

○ 高野進委員

〔No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2 番高野です。現況確認証明 案件No.2 について、説明申し上げます。No.1 につきましては、今月 8 日午後 3 時ごろから現地調査を実施いたしました。立ち会い人は、申請人の〇〇〇氏、農業委員会から日下推進委員、生江推進委員と私、事務局から山都総合支所安部副主査により現地を調査しました。申請地は、山都町広野地区の山間部に位置し周辺は林地、原野化が進んでおり、申請地についても原野化したものであります。よって、申請通り農地としての利用はできなく、周辺に農地もないことから現況確認証明申請については妥当と判断してきました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第196号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第196号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第196号については、申請書のとおり許可することに決

定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第197号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔用途変更1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第197号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第197号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第197号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第198号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定27件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第198号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第198号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第198号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第199号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案） 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第199号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第199号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第199号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第37回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 0 8

会議の顛末、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月22日

会 長

17番

18番